

平成 24 年 1 月

「平成 24 年度税制改正大綱」及び「税制一体改革」から見る税制の見通し



東洋プロパティ株式会社

鑑定部

TEL 06-6228-6678

FAX 06-6228-8540

平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年度の「税制改正大綱」が閣議決定されました。また、消費税の増税を含めた「社会保障・税一体改革」の協議も進められており、その動向も気になるところです。そこで、「平成 24 年度税制改正大綱」及び「社会保障・税一体改革素案」について主だった内容を検討し、今後の税制の見通しを俯瞰してみます。

なお、内容の多くは協議中であり、現在の衆議院の任期が平成 25 年 8 月に満了する等、政治的にも不透明で、今後の政局にも大きく左右されると考えられます。ここに記載した内容のほとんどは政府内の検討段階のものであるため、あくまで参考程度に止めて下さい。

1. 「社会保障・税一体改革」のロードマップ（税制改革工程表）

平成 24 年 1 月 6 日閣議報告資料「社会保障・税一体改革素案」より一部を抜粋、加筆

	2011(H23)年	2012(H24)年	2013(H25)年	2014(H26)年	2015(H27)年
消費課税 消費税	(現行 5%)	一体改革法案 -----		H26年4月 (8%に)	H27年10月 (10%に)
個人所得課税 税率構造 (個人所得税)		一体改革法案 -----		H27年1月施行 -----> 〔課税所得5,000万超、税率45%の区分を新設〕	
金融所得課税	H23年度法改正 ----- (現行 10%)			H26年1月施行 -----> 〔本則税率の20%に戻す〕	
諸控除 給与所得控除の 上限設定		24年度改正法案 -----	H25年1月施行 -----> 〔給与収入1,500万円超から245万円を上限〕		
高齢者、年金 に関する税制			平成25年度「新しい年金制度の創設」法案提出 -----> 〔年金制度改革を踏まえ検討〕		
法人税課税 法人実効税率 (改正前約40.7%)	H23年12月施行	H24年4月適用 ----- (約38%に)	〔復興特別法人税の賦課期間〕		H27年4月 -----> (約35.6%に)
資産課税 相続税・贈与税の 見直し	(23年度改正 削除)	一体改革法案 -----		H27年1月施行 -----> 〔23年度改正と同内容(基礎控除枠を従来の6割に縮減等)を検討〕	

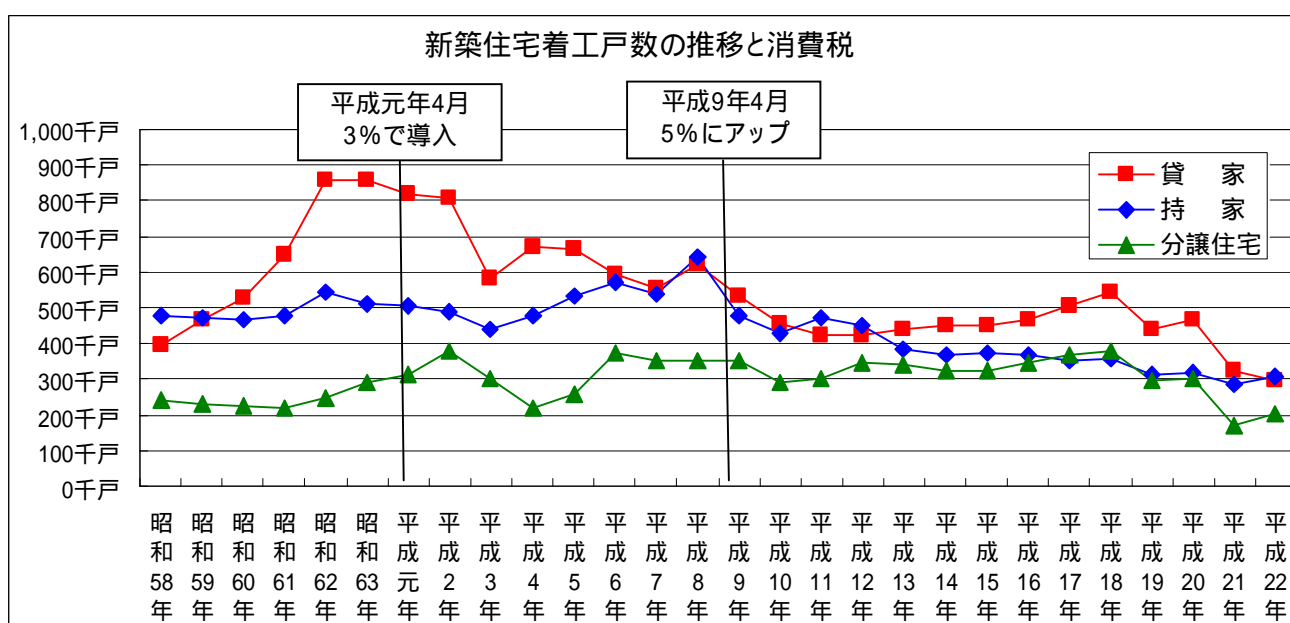
## 2. 改正・改革内容の検討

### ・消費税（平成26年4月に8%、平成27年10月に10%で協議）

上記工程表では、2年後の平成26年4月に8%、その1年半後の平成27年10月に10%に引き上げられるスケジュールとなっています。

過去には平成9年4月に3%から5%への引き上げが行われています。この時は、引き上げの前年において駆け込み需要により住宅着工が大きく伸びましたが、その翌年からは反動と景気低迷で低迷しました。特に持家の着工戸数への影響が大きかったようです。（下記グラフ参照）

予想される影響としては、引き上げ後の住宅取得には消費税分の費用を貯蓄等で捻出する必要があるため若年層の住宅取得が1~2年程度遅れる、分譲価格や土地価格への下落圧力、オフィス・店舗等賃料の消費税負担の問題等が考えられます。



### ・個人所得税

#### 税率構造（平成27年1月の施行を協議）

高所得者層の課税強化が検討されています。現在の所得税は課税所得1,800万円超の区分の税率40%で打ち止めとなりますが、課税所得5,000万円超の区分を設け当該区分につき45%を最高税率とする案を検討しているようです。

#### 金融所得課税（平成26年1月の予定）

平成23年の改正の通りです。現行の軽減税率10%から本則の20%に戻すものです。利子所得・株式譲渡所得等に課せられており、本則に戻ること株価や金融商品に対してマイナスの影響が予想されます。

#### 諸控除・・・給与所得控除の上限設定（平成25年1月の施行を協議）

平成23年度税制大綱の内容が延期されたものです。給与収入1,500万円を超過した場合、給与所得控除について245万円の上限を設けるという内容です。（現行制度：給与収入1,000万円超の計算式：収入金額×5%+170万円で、上限無し。）

高齢者・年金に関する税制（検討課題）

「所得比例年金」、「最低保障年金（月額 7 万円）」、受給資格期間の短縮（25 年 10 年）等が検討されています。

・法人課税（平成 23 年 12 月 2 日公布・施行済み）

平成 23 年 12 月 2 日に既に施行済みです。法人税を従来の 30% から 25.5% に引き下げる（税率の適用は平成 24 年 4 月 1 日）ことを通じて**法人実効税率を 5% 引き下げる**ものですが、今後 3 年間「復興特別法人税」（平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）が課せられるため、**5% 引き下げの実現は平成 27 年度から**となります。

なお、法人実効税率とは、法人税・法人事業税・法人住民税の実質的な負担を表したものです。（法人事業税・法人住民税は地方税なのでやや地域差があります。）

・資産課税（平成 27 年 1 月の施行を協議）

平成 23 年度税制改正大綱で予定されていた改正ですが、東日本大震災の影響で一旦見送られ、同内容で税制一体改革の課題として検討されることとなりました。

上記工程表の予定では、平成 27 年 1 月の適用を目指しているようです。

平成 23 年度と同内容とすると、以下の通りです。

	（現行）平成 26 年 12 月まで		（改正後予定）平成 27 年 1 月以降	
基礎控除(非課税枠)の縮減	【式】5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)		【式】3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)	
	・ 定額控除	5,000 万円	・ 定額控除	3,000 万円
	・ 法定相続人比例	1,000 万円	・ 法定相続人比例	600 万円
			従来の 6 割に縮減。	
死亡保険金の非課税限度適用者の限定	【式】500 万円 × 法定相続人の数 ・ 法定相続人であれば適用要件に制限なし		【式】500 万円 × 法定相続人の数 法定相続人のうち、 <u>未成年者、障害者、相続直前に被相続人と生計を一にしていた者に</u> 限定。	
課税区分・税率の見直し	各人の法定相続相当額（円）	税率	各人の法定相続相当額（円）	税率
	0 ～ 1000 万以下	10%	0 ～ 1000 万以下	10%
	1000 万超 ～ 3000 万以下	15%	1000 万超 ～ 3000 万以下	15%
	3000 万超 ～ 5000 万以下	20%	3000 万超 ～ 5000 万以下	20%
	5000 万超 ～ 1 億以下	30%	5000 万超 ～ 1 億以下	30%
	1 億超 ～ 3 億以下	40%	1 億超 ～ 2 億以下	40%
			2 億超 ～ 3 億以下	45%
	3 億超	50%	3 億超 ～ 6 億以下	50%
6 億超			55%	

3 . 復興増税（復興財源確保法：平成 23 年 12 月 2 日公布・施行済み）

東日本大震災の復興財源に充てられる臨時増税です。

項目・内容	賦課期間、税収見込み
<b>復興特別法人税</b> 法人所得税率の10% (法人税率は25.5%なので、2.55%)を引き上げるものです。この影響で結局、法人実効税率は約38%となります。	<p>H24.4 → H27.3 3年間 総額 2.4兆円</p>
<b>復興特別所得税</b> 所得税額の2.1%ですので、所得税率20%の場合だと、所得税率に単純計算で0.42%が上乗せされる事になります。 また、株式の配当や譲渡益にかかる金融所得課税にも同様に課税されるようです。	<p>H25 → H49 25年間 総額 7.5兆円</p>
<b>住民税均等割り</b> 個人住民税が年額1,000円引き上げられます。	<p>H26.6 → H36.5 10年間 総額 6千億円</p>

#### 4. その他、平成 24 年度税制改正大綱で注目されるもの

##### 退職所得課税の見直し

勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職所得について累進緩和措置(2 分の 1 課税)が廃止される予定です。

住宅取得等資金の贈与税の非課税措置 (平成 23 年までの制度を延長・拡充の予定)

	平成24年中	平成25年中	平成26年中	東日本大震災被災者の場合
省エネ・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円	平成24～26年中まで、1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円	平成24～26年中まで、1,000万円

また、併せて住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例も平成 23 年まででしたが、3 年間延長される見込みです。

##### 特定事業用資産 (保有期間 10 年超の事業用土地建物等) の買換特例の延長

買換特例の中でも適用要件から見て利用しやすかった 9 号特例の延長です。平成 23 年の期限が平成 26 年まで延長される見込みですが、買換で取得する土地について「事業所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうち、その面積が 300 m<sup>2</sup>以上のもの」という新しい制限を加えるようです。

これらの制限により、個人の小規模事業の場合や都心部の高額な土地を取得する場合等ではこの特例を利用することが困難になると予想されます。

#### おわりに

税制改正の動向を見ると、省エネの推進、高所得者層への負担の要請、社会保障への布石、東日本大震災からの復興、といったテーマが見えてきます。特に社会保障の財源としての消費税の動向は我々の消費行動に大きく影響すると予想されます。

しばらくは 1 年違うだけで経済的負担が大きく異なってくる状況も考えられますので税制・社会保障制度の動向が注目されます。

以上